



平成 30 年 1 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社 京 写
代表者名 代表取締役社長 児嶋 一登
(コード番号 6837)
問合せ先 執行役員管理本部長 平岡 俊也
(TEL 075-631-3193)

単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 1 月 31 日開催の取締役会において、会社法第 195 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり単元株式数の変更および定款の一部変更について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更について

(1) 最近の投資単位の状況および変更の理由

投資家の皆様にとって投資しやすい環境を整備し、当社株式の流動性の向上および投資家層の拡大を図ることを目的とするとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」において、普通株式の売買単位を 100 株に統一することが示されていることに鑑み、単元株式数の引き下げを行うものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 30 年 4 月 1 日

(ご参考) 平成 30 年 4 月 1 日をもって、東京証券取引所における売買単位も、1,000 株から 100 株に変更されることとなります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

上記単元株式数の変更に伴うものです。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 (新設)	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 (附則) <u>第 7 条の変更は、平成30年4月1日から効力を生ずるものとする。なお、本附則は、効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 効力発生日

平成 30 年 4 月 1 日

以 上